

滋賀労働局長登録教習機関〔滋石第1号〕
登録有効期間満了日：令和11年3月30日

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました（石綿則第3条、関係告示）。

建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。

当支部におきましては、登録教習機関として、建築物石綿含有建材調査者講習を下記のとおり実施いたしますので、有資格者の充足を図られますようご案内申し上げます。

1. 講習日時

日 程	講 習 会 場
（全科目コース） 令和7年12月10日（水） 8：45～16：10 令和7年12月11日（木） 8：45～16：45	滋賀県建設会館 大津市におの浜1丁目1-18

※当支部においては科目免除コースの実施はございません。

2. 受講資格及び添付書類

別紙申込書記載の受講資格をご確認ください。

資格により、必要となる証明書が異なりますのでご注意ください。

3. 募集人数 80名

4. 受講料

全科目コース 11時間

区 分	会 員	非会員
受 講 料	39,600円	39,600円
テキスト代	5,225円	5,775円
計	44,825円	45,375円

5. 提出書類

（1）申込書

所定の受講申込書に所要の事項を記入し、直近6ヶ月以内に撮影した正式な証明写真（上半身無帽）〔3.0cm×2.5cm〕1枚（スナップ写真、デジタルカメラ写真等は不可）を貼付してください。

（2）受講資格証明書

（3）本人確認書類（普通自動車免許証など現住所が確認できる公的証明）

健康保険証は本人確認書類として認められません。

6. 申込時の注意事項

- (1) 受付は申込書原本の到着順となります。申込書の提出は、下記窓口までお持ちいただくか、郵送してください。会員の方は、（一社）滋賀県建設業協会の各支部でも受付が可能です。
- (2) 受講料は、講習10日前（営業日）までに窓口でお支払いいただくか、下記の口座までお振込みください。一旦お振込みいただいた受講料は返金できませんので、申込の受付を確認の上、お支払いください。

振込口座	滋賀銀行本店 普通預金 755278
名 義	建設業労働災害防止協会滋賀県支部

- (3) 申込受付は、講習開始10日前（営業日）若しくは定員になり次第締め切ります。
- (4) 申込書への記入は、必ずボールペンをご使用ください。フリクションボールペン・鉛筆・シャープペンシル等で記入しないでください。訂正する場合は、修正テープ等は使用せず、訂正箇所には二重線を引き、空欄に正しく記入してください。ただし、実務経験証明欄を訂正するときは、事業主印で訂正印を押し訂正してください。

7. 申込書の提出及びお問合せ先

建設業労働災害防止協会滋賀県支部事務局

〒520-0801 大津市におの浜一丁目1番18号 滋賀県建設会館1階

電話 077-522-3232 Fax 077-522-7743

8. 遅刻等の取扱いについて

- (1) 遅刻した場合は講習開始から20分まで入場を認めます。ただし、遅刻時間分の補講を受講していただきます。20分以上遅刻した場合は、受講できません。
- (2) 公共交通機関等の大幅な乱れや災害により受講が不可能になった場合は、受講料を返金いたします。20分以上の遅刻による受講不可の場合及び欠席の場合は、受講料は返金いたしません。
- (3) 受講者が定員を大幅に下回る場合は、中止する場合がございますのでご了承下さい。その際は受講料を返金いたします。

【参 考】

■CPDS・CPD 証明

CPDS（全国土木施工管理技士会連合会）・CPD（日本建築士会連合会及び建設業振興基金のみ）受講証明書の発行を希望される方は技能講習申込書の上部余白に CPDS 又は CPD（CPD 番号を記載）と記入してください。

※CPD については講習日の2週間前までに申込者がいなければ、プログラム認定の申請を行いません。